

河川維持業務特記仕様書

（仕様書の適用）

第1条 本業務は、本仕様書に基づき実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、次の各共通仕様書に基づき実施しなければならない。

- ・徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月
- ・機械工事共通仕様書（案）（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものを適用するものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

（現場責任者）

第2条 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・せん定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を提出する際に次のものを添付しなければならない。

- （1） 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（雇用保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

- （2） 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

（業務工程表）

第3条 受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（ただし、14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

（事故報告書）

第4条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）」に基づき直ちに監督員に通報する。また、建設工事事務事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が指示する期日までに、事故報告様式を提出し、建設工事事務事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録しなければならない。

（諸法令の遵守）

第5条 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第6条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1～Ⅰ-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第1条 本業務は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第8条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（業務中の安全確保）

- 第9条 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、令和6年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
 - 3 受注者は、機械除草を行うときは、建設機械施工安全マニュアル（平成22年4月国土交通省総合政策局建設施工企画課）に記載されている除草工の安全確認チェックシート等を活用して、除草作業時の現場での作業チェック・確認を行い、災害の防止に努めなければならない。監督員から記録した資料の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
 - 4 受注者は、維持業務に使用する建設機械の設定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
 - 5 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
 - 6 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。
 - 7 受注者は、業務現場付近における事故防止のために一般の立ち入りを禁止する場合は、その区域に、柵、立ち入り禁止の表示板等を設けなければならない。
 - 8 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。
 - 9 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。ただし、作業員全員の参加が困難な場合においては、複数回に分けて実施することができる。
 - （1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - （2）本業務内容等の周知徹底
 - （3）業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - （4）当該業務における災害対策訓練
 - （5）「造園安全衛生管理の手引き」（一般社団法人日本造園建設業協会）、「造園工事業の安全作業手順」、「造園工事者のための危険性・有害性等の調査標準モデル」（建設業労働災害防止協会）の周知徹底
 - （6）当該業務現場で予想される事故対策
 - （7）その他、安全・訓練等として必要な事項

- 10 受注者は、業務着手前に業務の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。
- 11 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書（徳島県土木工事主要提出書類）」により、監督員に提出しなければならない。
- 12 受注者は、災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

（法定外の労災保険の付保）

第10条 本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（樹木伐採（伐木除根）における一般事項）

第11条 機械等による伐採作業に当たっては、次の項目に留意すること。

- （1）事前に現地調査を実施し、既設構造物の位置を確認するとともに作業に支障となる物件の撤去や目印の設置を行うこと。
- （2）作業箇所の移動を考慮に入れ、作業箇所の区分割を計画すること。
- （3）作業箇所周辺の駐車車両については、作業中は移動してもらうよう、事前に依頼すること。
- （4）作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行うこと。
- （5）作業開始前には、作業指揮者又は監視員、作業員及び交通誘導警備員の間で作業手順や役割分担の再確認をすること。
- （6）作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な作業に努めること。
- （7）除根後の法面については、堤体の保全のため、補足材を投入し、転圧処理を行うこと。この際の補足材は、現地発生土を想定しているが、現地発生土のみで法面を整形した場合、現況法勾配に比べて、急勾配となる恐れがあると想定される場合においては、良質土を投入するものとする。また、良質土の購入費用については、変更対象とする。
- （8）除根の際において、法面へ根深く根付いている等、除根を行うことが著しく困難、もしくは堤体への影響が著しいと判断される場合、監督員と協議の上、可能な限り低い高さで伐採を行い、枯死させるよう対策を講じるものとする。
- （9）ガードレール支柱等の施設付近での伐採作業時には、施設に損傷を与えないように養生等を行った上で作業を行うこと。
- （10）伐採作業に先立ち、除草を行う場合においては、第12条第1項に示す飛散防止対策を確実に実施すること。飛散防止用ネット等の防護材を使用する場合は、飛散角度に留意し、効果的に使用すること。
- （11）各回の伐採・集積完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- （12）草木類の運搬時においては、シート被覆等の処理を施し、飛散防止を徹底すること。

（飛び石等の飛散防止対策）

第12条 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、次の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。なお、飛散防止が必要な箇所については、事前に監督

員と協議を行い決定するものとする。

①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅 2.7m、高さ 1.8m 程度）

- ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。

- ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

2 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

3 受注者は、各回の作業開始時には、実施する飛散防止対策について、監督員の立ち会いを受けなければならない。

4 「除草業務を受注された皆様へ」の除草業務チラシを用いてすべての作業員に周知し、事故防止に努めること。

（交通誘導警備員等）

第 13 条 本業務においては、交通整理に、42 日を必要日数として見込んでいる。

配置人員として、

交通誘導警備員 A（昼間勤務）を合計 0 名（交替要員〔無し〕）、

交通誘導警備員 B（昼間勤務）を合計 84 名（交替要員〔無し〕）

を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

- ・交通誘導警備員 A とは、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。

- ・交通誘導警備員 B とは、警備業法第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するものをいう。

2 受注者は、次の区間において行う交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備員 A を常時一人以上配置すること。

（1）「警備員等の検定に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）」第 2 条により、高速自動車国道又は自動車専用道路において行う交通誘導警備業務及び徳島県公安委員会が定めた区間（平成 27 年 4 月 1 日付け徳島県公安委員会告示第 7 号）。

（2）最新の道路交通センサス一般交通量調査の結果による平日の 24 時間交通量が 4,000 台以上の区間。

（3）監督員が特に第三者の危険を防止する必要があると指示した区間。

3 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書（徳島県土木工事主要提出書類）」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1 か月ごとに監督員に 1 部提出するものとする。

4 受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

（業務時期及び業務時間）

第14条 業務の実施時期については、次の期間を予定している。

伐木除根

工 種	種 別	期 間	摘 要
伐木除根	夏 秋 期	契約日の翌日 から 2月20日	

なお、その他の堤防除草等との工程調整、雑草の繁茂状況及び地元要望等により、上記期間以外に作業を指示する場合がある。

- 2 受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 3 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

（現地踏査）

第15条 受注者は、業務の着手前又は作業中の現地踏査に際して、河川施設の管理上の問題点及び第3者に影響を及ぼす異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。

（後片付け）

第16条 受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに、現場及び業務にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。

（地域住民等への対応）

- 第17条 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 2 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
 - 3 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に誠意をもって対応しなければならない。

（施工管理等）

- 第18条 作業における状況写真は、作業前、作業中及び完了時を同じ場所、同じ方向から撮影するものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理しておくこと。
- 2 業務看板、保安施設状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影しておくこと。
 - 3 河川除草については、草の刈り取り高さ（10cm以下）についても、撮影しておくこと。
 - 4 撮影頻度、撮影項目等については、河川測点ごと（50m～100m毎）の撮影を標準とし、変化点等、追加での管理を要する箇所は、契約締結後に監督員と協議すること。
 - 5 各回における作業の完了時には、監督員の立ち会いを受けること。

（一般廃棄物の搬出）

第19条 発生する一般廃棄物は、次に掲げる場所へ搬出（処理）を見込んでいる。

品名 搬出	伐採木・木根			
搬出場所	(有) 佐々木エン ジニア			
運搬距離	7.0km			

- 2 受注者は、草木等の処分に先立ち、「一般廃棄物処理計画書」を提出し監督員の承諾を得ること。
- 3 一般廃棄物の運搬について、下請け（再委託）しようとする場合は、事前に監督員と協議し、承諾を得るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可証の写し、又は廃掃法施行規則第2条第2項に基づく一般廃棄物の再生利用業の指定証の写しを提出すること。
- 4 搬出先について、上記以外の場所（廃掃法第7条第6項一般廃棄物の処分業の許可を受けている箇所、又は廃掃法施行規則第2条の3第2項に基づく一般廃棄物の再生利用業の指定を受けている箇所に限る）へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議すること。
- 5 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、「引き渡し調書（徳島県土木工事主要提出書類）」及び、処分場が発行する一般廃棄物引受書又は計量表の写しを監督員に提出しなければならない。
- 6 処分費用は実績数量により変更契約を行うことができる。
- 7 草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

（廃棄物の処理及び処分（その他））

第20条 廃棄物の処理が発生した場合には、監督員と協議し承諾を得ること。また、受注者は廃棄物の処理及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において適正に処理及び処分を行うものとする。

（散在塵芥の収集）

- 第21条 施行箇所内の傘、あき缶等の散在塵芥については、適切な分別を行って収集したのち、
- 1 か所ないし2か所に集積すること。
 - 2 集積場所については、別途、監督員と協議を行い決定するものとする。

（委託の検査）

第22条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

（1）工程表

- (2) 出来高数量表
- (3) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面、数量計算書等）
- (4) 処分伝票（写）及び引き渡し調書
- (5) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
- (6) 各種申請書・許可証、契約書（写）
- (7) 打合せ簿
- (8) 作業記録
- (9) 記録写真
- (10) 安全訓練等の記録
- (11) その他監督員が必要と認めた書類

2 報告書は、A4版印刷物で作成するものとする。また、報告書一式の電子データをウイルスチェック済みのCD-R等の電子媒体で2部作成するものとする。

(様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(雇用保険証の写し等)を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞
現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

一般廃棄物処理計画書

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

1. 業 務 名
2. 路 線 名 等
3. 業 務 箇 所
4. 処 分 計 画 次のとおり

廃棄物の処分方法		
運搬に係る件	運搬業者	元請 ・ 下請 (いずれかに○)
	下請時 下請業者名 電話番号 運搬収集 許可番号	廃掃法第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可 又は 廃掃法施行規則第2条第2項 一般廃棄物の再生利用業の指定 ※1
処分地に係る件	受入先 ※2	
	管理者 氏名 住所 電話	
	遵守すべき関係法令 に対する許可	廃掃法第7条第6項 一般廃棄物の処分業の許可 又は 廃掃法施行規則第2条の3第2項 一般廃棄物の再生利用業の指定 ※1

※1：許可証を添付すること

※2：現場と処分地の関係が分かる図面を添付すること。